

平成30年度葛飾区監査基本計画

平成30年4月5日

監査委員決定

1 基本方針

監査委員は、地方自治法により設置された独立した執行機関として、区民の負託を受けて公正不偏の立場から監査を行い、行政の適正かつ効率的な行財政運営を確保することを責務としている。

本区の財政環境は、平成30年度の歳入面においては、納税義務者数の増による特別区税の増や、法人住民税等の堅調な推移による特別区交付金の増が見込まれる一方、法人住民税の一部国税化の拡大や、ふるさと納税、地方消費税の精算基準の見直しなどの国の動きを注視する必要がある。また、歳出面では少子高齢化の進展等による社会保障経費や街づくり事業などの投資的経費の増に加え、公共施設の維持・更新に多額な費用が見込まれることから、今後も予断を許さない状況にある。

このような中、事務事業の各現場においては、区民要望の多様化や情報化の進展により、個々の職員が担う業務が高度化・広範化する一方、若い年齢層の職員比率の増加などもあり、指導育成が必ずしも行き届かず、不適切な事務処理の発生リスクが高まっている。

監査委員はこうした区政の状況を踏まえ、与えられた職務権限に基づき、区の事務執行の正否・適否を検証することを通して、区政全体において適正かつ効率的な事務執行がなされ、財政運営の健全性、透明性が実現されるよう、本区の監査を執り行うものである。

そこで、平成30年度は以下の基本方針のもと、より実効性のある監査を実施していくものとする。

- (1) 各事務事業及びそれに伴う予算執行が法律や条例等に従って、適正かつ正確に実施されているかを審査する。また、事務事業等の有効性や効率性についても審査対象とする。
- (2) 公金管理の状況や事務処理の再確認方法など、主管課における内部管理体制を確認し、主管課として取り組むべき、錯誤や事故防止に向けた取組への支援を行う。
- (3) 監査において指摘事項等とされた事案について、主管課による改善状況を把握し、再発防止の徹底に向けてフォローアップを行う。
- (4) 各職場が監査結果等を教材として、事務処理の問題点の発見や是正、処理方法の改善に活用できるよう、情報提供と働きかけを行う。
- (5) 区民の信頼と事務事業の透明性を高めるため、監査結果等は区民に分かりやすい内容や表現として、速やかに公表する。

2 監査基本計画

平成30年度の監査は、次により行うこととする。また、それぞれの詳細については、各監査の実施計画において定めるものとする。

(1) 定期監査

財務に関する事務が適正かつ効率的に執行されているか、また、事務執行が法令の定めるところに従い適正に行われているかについて、監査項目を定めて実施する。

第1回定期監査（4月中旬から10月中旬）は、庁内各課等を対象とする。第2回定期監査（10月中旬から2月中旬）は、教育委員会事務局及び学校、第3回定期監査（1月中旬から3月下旬）は、その他、庁内以外の事務所等を対象として監査を実施する。

(2) 工事監査

設計、積算、施工等が適正かつ効率的に執行されているか、また、事務執行が法令の定めるところに従い適正に行われているかについて、監査項目を定めて行い、併せて、抽出した現場の現地監査を実施する。

第1回工事監査は4月上旬から10月中旬までの期間、第2回工事監査は10月上旬から3月下旬までの期間に実施する。

(3) 財政援助団体等監査

補助金交付団体及び指定管理者に対し、補助金や管理料等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に執行され、その目的を達成しているかについて監査を実施する。

財政援助団体等監査は、監査実施箇所を抽出し、9月上旬から2月中旬までの期間に実施する。

(4) 決算審査

決算証拠書類に基づき、計数の確認及び予算の執行状況等の分析を行い、財政運営、資金運用、財産管理等が適正に行われているかを審査し、監査委員意見を付する。

決算審査は、7月中旬から9月上旬までの期間に実施する。また、各部の主要事業を選定し、所管部課長から事業内容、成果等を聴取して調査を行う。

(5) 基金運用状況審査

各基金が、その目的に沿って適正かつ効率的に運用されているかを審査し、意見を付する。

なお、基金運用状況審査は、決算審査に併せて実施する。

(6) 財政健全化判断比率審査

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率について審査し、意見を付する。

なお、財政健全化判断比率審査は、7月中旬から9月上旬までの期間に実施する。また、健全化判断比率の算定について、財政所管部課長から内容を聴取して調査を行う。

(7) 例月出納検査

現金の出納及び保管の状況等について、会計管理者から関係資料に基づき聴取し検査する。また、資金の運用が安全性に配慮され、適切に行われているかについても併せて確認する。

なお、例月出納検査は、月1回実施するものとし、実施日は原則として24日とする。

(8) 行政監査

特定の事務や事業について、法令等に沿って適正かつ効率的に執行されているか、所期の成果をあげているかなど、経済性、効率性、有効性について監査を実施する。

なお、平成30年度は、「プロポーザル方式による契約について」をテーマに監査を実施する。

(9) 随時監査

監査委員が必要であると認める場合に、財務に関する事務が法令等に沿って適正かつ効率的に執行されているか、事務の執行が法令の定めるところに従い適正に行われているかについて実施するものとする。

なお、随時監査は、必要に応じて実施する。

(10) 住民監査請求に基づく監査

地方自治法第242条に基づき、長及び職員による違法又は不当な公金の支出、財産の取得、管理等が認められるとして、住民から監査の請求がなされた場合に当該事項について監査を実施する。

3 監査の年間予定

別表「平成30年度監査スケジュール」及び「平成30年度監査実施時期一覧」のとおりとする。

4 その他

監査事務の効率性及び各事務事業の適正把握のため、事前に必要な資料の収集、分析等を行う。

平成30年度 監査スケジュール

平成30年4月5日

| 監 査 の 種 別 ・ 期 間 | | 監 査 の 対 象 年 度 ・ 箇 所 等 | |
|------------------|---------------------------|--|--|
| 定 期 監 査 | 第1回 (庁内等) | 4月中旬から 10月中旬まで | 主に 平成29年度 区長部局 |
| | 第2回 (教育委員会事務局) (学校) | 10月中旬から 2月中旬まで (実施箇所は抽出) | 主に 平成29年度 平成30年度 教育委員会事務局、小学校49校、中学校24校、 特別支援学校1校、幼稚園3園、 中央図書館、地域図書館6箇所 |
| | 第3回 (出先機関等) | 1月中旬から 3月下旬まで (実施箇所は抽出) | 主に 平成29年度 平成30年度 地区センター19箇所、区民事務所6箇所、 消費生活センター、 清掃事務所、シニア活動支援センター、 障害者施設課、西生活課、東生活課、 保健所、保健センター4箇所、 児童館27箇所、学童保育クラブ24箇所、 保育所37箇所、子ども家庭支援課、 立石駅周辺地区街づくり事務所、 道路保全事務所、公園管理所、 総合教育センター、郷土と天文の博物館、 会計管理室、監査事務局、選挙管理委員会事務局、 区議会事務局 |
| 工 事 監 査 | 第1回 | 4月上旬から 10月中旬まで (実施箇所は抽出) *実地監査は随時実施 | 主に 平成29年度 工事及び関連 委託 営繕課、 道路建設課、道路補修課、公園課 |
| | 第2回 | 10月上旬から 3月下旬まで (実施箇所は抽出) | 主に 平成30年度 工事及び関連 委託 営繕課、 道路建設課、道路補修課、公園課 |
| 財政援助団体等監査 | | 9月上旬から 2月中旬まで (実施箇所は抽出) | 主に 平成29年度 出資団体、補助金交付団体、公の施設の指定管理 者及びこれらの主管課 |
| 決算審査 | | 7月中旬から 9月上旬まで | 平成29年度 各会計歳入歳出決算書、決算事項別明細書、 実質収支に関する調書、財産に関する調書 |
| 基金運用状況審査 | | 7月中旬から 9月上旬まで | 平成29年度 各基金運用状況報告 |
| 財政健全化判断 比率審査 | | 7月中旬から 9月上旬まで | 平成29年度 実質赤字比率、連結実質赤字比率、 実質公債費比率、将来負担比率 |
| 例月出納検査 | | 毎月 (原則24日) | 会計管理者の権限に属する現金の出納に関する事務の執行 |
| 行政監査 | | 未 定 | 「プロポーザル方式による契約について」 |
| 随時監査 | | 未 定 | 未 定 |
| 住民監査請求に 基づく監査 | | 未 定 | 未 定 |

